

# 愛媛県報

発行 愛媛 場

第2535号

平成26年 1 月10日金曜日 第2535号

中小企業流通業務効率化促進法施行細則を廃止する規則				( 產	<b>產業政策</b> 課	₹)
	告	示				
医療機関の指定				( 作	<b>呆健福祉</b> 課	₹)
施術機関の指定				(	"	)
指定医療機関の変更				(	"	)
指定介護機関の変更				(	"	)
指定医療機関の休止の届出				(	"	)
指定医療機関の廃止の届出				(	"	)
指定施術機関の廃止の届出				(	"	)
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定				(	"	)
介護機関(居宅介護事業者)の指定				(	"	)
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定				(	"	)
介護機関(介護予防事業者)の指定				(	"	)
旨定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更				(	"	)
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(3件)				(	"	)
皆定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更(2件)				(	"	)
旨定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件)				(	"	)
旨定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出				(	"	)
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出				(	"	)
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出				(	"	)
客札者等の告示				(周	章害福祉課	ŧ)
肥料登録有効期間の更新(2件)				(	貴産園芸課	ŧ)
肥料の登録の失効				(	"	)
也域森林計画の公表				(木	木業政策課	ŧ)
地域森林計画の変更の公表(4件)				(	"	)
呆安林の指定の解除				(₹	条林整備課	ŧ)
魚業の免許					(水産課	ŧ)
急傾斜地崩壊危険区域の指定					(砂防課	ŧ)
受媛県証紙売りさばき人の指定					( 会計課	ŧ)
開発行為に関する工事の完了(2件)			( F	中予地方局建	建築指導課	ŧ)
道路の区域変更(県道美川松山線)			· (中予地方周	<b>■</b> 久万高原∃	上木事務所	· i )
- 道路の供用開始(			(	"		)
土地改良区役員の就退任の届出			······································	有予地方局制	<b>農村整備</b> 謂	ł)
建設業者の許可の取消し				( 南予地方	5局管理課	ł)
	公営企				. —#1	-
客札者等の告示(2件)			( )		田田松森館	1 \

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規則

# ○愛媛県規則第1号

中小企業流通業務効率化促進法施行細則を廃止する規則を次のように定める。 平成26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

中小企業流通業務効率化促進法施行細則を廃止する規則

中小企業流通業務効率化促進法施行細則(平成12年愛媛県規則第20号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## ○愛媛県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年 1 月10日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
くろみつクリニック	今治市郷新屋敷町三丁目 4番11号	平成25年9月1日
レデイ薬局大洲長浜店	大洲市長浜甲448番地 1	平成25年9月1日
ぽかぽか薬局新居浜店	新居浜市一宮町一丁目12 - 56	平成25年10月 1 日
まつうらバンビクリニック	今治市北宝来町三丁目 3 番地34	平成25年11月1日
お か 薬 局	新居浜市船木甲4475番地 1	平成25年12月 1 日

# ○愛媛県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同 法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成26年1月10日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

施	術	機	関	施		術		所	指	定
氏			名	名	称	所	在	地	年月	日
野	瀬	紀	明	ケアマッ 楽えん	サージ	東温市	黄河原185	- 22	平成2 7月2	
小	池	博	子	ケアマッ 楽えん	サージ	東温市	横河原185	- 22	平成2 7月2	
大	星	祐	介	ケアマッ 楽えん	サージ	東温市	横河原185	- 22	平成2 7月2	
宮	田	恵	-	すこやか とべ院	\整骨院	伊予郡	低部町拾町	丁20番地	平成2	
Ξ	宅	由	■子	すまいる 骨院	鍼灸整		市東雲町ニレスト東		平成2 9 月1	
金	村	清	文	うの接	青 院	西予市 地	宇和町大	江281番	平成2 10月1	

# ○愛媛県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成26年1月10日

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日	
(変更後) 公益財団法人正光会御荘病 院	南宇和郡愛南町御荘平山	亚世25年10日 1 日	
(変更前) 財団法人正光会御荘病院	846	平成25年10月 1 日   	

(変更後) 公益財団法人正光会今治病院 (変更前) 財団法人正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13	平成25年10月 1日
(変更後) 公益財団法人正光会宇和島 病院 (変更前) 財団法人正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280	平成25年10月 1 日
(変更後) 公益財団法人正光会広小路 診療所 (変更前) 財団法人正光会広小路診療 所	宇和島市堀端町1-13	平成25年10月 1 日
(変更後) 公益財団法人正光会柿の木 診療所 (変更前) 財団法人正光会柿の木診療 所	宇和島市柿原1352 - 1	平成25年10月 1日
(変更後) 公益財団法人正光会周桑こころのクリニック (変更前) 財団法人正光会周桑こころのクリニック	西条市丹原町願連寺274 番地 1	平成25年10月 1 日
(変更後) フロンティア薬局松野店 (変更前) ワタキュー薬局森の国店	北宇和郡松野町延野々14 11番地1	平成25年11月1日
(変更後) フロンティア薬局城辺店 (変更前) ワタキュー薬局城辺町店	南宇和郡愛南町城辺甲24 81 - 1	平成25年11月 1日
(変更後) フロンティア薬局一本松店 (変更前) ワタキュー薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松51 57番地	平成25年11月 1 日
(変更後) フロンティア薬局宇和島店 (変更前) ワタキュー薬局宇和島店	宇和島市丸之内二丁目 1番 4号	平成25年11月1日
(変更後) フロンティア薬局松木町店 (変更前) ワタキュー薬局松木町店	新居浜市松木町3 - 7水 野ビル1 F	平成25年11月1日
(変更後) フロンティア薬局新田町店 (変更前) ワタキュー薬局新居浜店	新居浜市新田町二丁目 2 - 17	平成25年11月 1 日
(変更後) フロンティア薬局大洲中央 店 (変更前) ワタキュー薬局東大洲店	大洲市田口甲87 - 1	平成25年11月 1日
(変更後) フロンティア薬局卯之町店 (変更前) ワタキュー薬局卯之町店	_西予市宇和町卯之町一丁 目404番地	平成25年11月1日

(変更後) フロンティア薬局宇和町店	西予市宇和町卯之町五丁	亚代25年11日 1 日
(変更前) ワタキュー薬局宇和町店	目241番地 1	平成25年11月 1 日
(変更後) フロンティア薬局野村店	西予市野村町野村9号2	亚代25年14日 4 日
(変更前) ワタキュー薬局ミルクの里 店	- 2	平成25年11月 1 日

## ○愛媛県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の名称が、次のように変更された。

平成26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関の名称	介護機関の所在地	変更年月日
(変更後) 公益財団法人正光会今治病 院	今治市高市786 - 13	平成25年10月1日
(変更前) 財団法人正光会今治病院	· 分点印画印/00 - 13	平成25年10月1日

## ○愛媛県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称			名称		医療機関の所在地	休止年月日	
寺	井	歯	科	医	院	宇和島市新田町 1 - 2 - 38	平成25年10月9日

# ○愛媛県告示第6号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

	医療機関の名称						医療機関の所在地	廃止年月日
薬	薬 師 寺 内 科		宇和島市吉田町北小路甲99	平成25年 6 月30日				
松	浦	小	児	科	医	院	今治市北宝来町三丁目 3 - 34	平成25年 9 月30日

# ○愛媛県告示第7号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成.26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

施	術	機	関	施	術	所	廃 止
氏			名	名 称	所 在	地	年月日
金	村	清	文	きほく整骨院	北宇和郡鬼北町 1252番地マン 2号	町大字近永 ション昴21	平成25年 8月14日
多	田	康	人	ひなた整骨院	四国中央市三! 目11 - 5	島中央五丁	平成25年 10月 1 日

#### ○愛媛県告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定 訪問看護事業者等)の	主たる事務所の	指定訪問看護事業	業等を行う事業所	指定年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 AC 4 A G
株式会社訪問看護ステーショ ン笑む	南宇和郡愛南町一本松3375番 地 3	訪問看護ステーション笑む	南宇和郡愛南町一本松3375番 地 3	平成25年 8 月20日
一般社団法人在宅ケアサポー トゆらり	宇和島市保手五丁目 1 番16号	一般社団法人在宅ケアサポー トゆらり	宇和島市保手五丁目 1 番16号	平成25年 8 月23日
株式会社ライフ・シェアリン グ	北宇和郡鬼北町興野々1607番 地	ライフ・シェアリング訪問看 護ステーション	北宇和郡鬼北町奈良4134番地 1	平成25年 9 月 3 日

# ○愛媛県告示第9号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成26年1月10日

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の		を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日
株式会社スローケア	宇和島市石応1301番地	名 称	宇和島市高串3番耕地359番	平成25年11月13日
エンジョイライフ株式会社	西条市北条472番地 3	シグナルケアステーション	西条市北条469番地 6	平成25年12月 6 日

## ○愛媛県告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 ( 居 宅 介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	14 足 平 万 口
医療法人北辰会	西条市小松町妙口甲1521番地	居宅介護支援事業所西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	平成25年10月 1 日
合同会社ゆうあ	新居浜市松神子四丁目 2 番23 号	指定居宅介護支援事業所ゆう あ	新居浜市松神子四丁目 2 番23 号	平成25年11月 1 日
株式会社みやび	今治市登畑甲195番地 8	居宅介護支援みやび	今治市登畑甲195番地 8	平成25年11月13日

# ○愛媛県告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護       予防事業者)       の名称	主たる事務所の	介護予防事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
株式会社スローケア	宇和島市石応1301番地	デイサービスぼちぼち	宇和島市高串3番耕地359番	平成25年11月13日
エンジョイライフ株式会社	西条市北条472番地 3	シグナルケアステーション	西条市北条469番地 6	平成25年12月 6 日

# ○愛媛県告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称及び指定訪問看護事業等を 行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定 訪問看護事業者等)の	主たる事務所の	指定訪問看護事業	業等を行う事業所	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地	名称	所 在 地	
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会訪問看護 ステーション	- 宇和島市柿原1280番地	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	→ 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(変更前) 財団法人正光会訪問看護ステ ーション	) ナ州局印柳原 1200 街地	

# ○愛媛県告示第13号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所

の所在地が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日
名	所 在 地	名称	所 在 地	2 X + 7 L
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	ヘルパーステーションたらち	(変更後) 西条市三津屋南 9 番10	亚代10年 4 日 1 日
<b>达</b> 療/広人弘[] 云	四宗中二, 岸座 附 9 留 10	ta	(変更前) 西条市三津屋南10番10越智ビ ル2 F	平成19年4月1日

## ○愛媛県告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日
名	所 在 地	名 称	所 在 地	X X + 71 I
(変更後) 公益財団法人正光会	· 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ピスセンター輝	今治市高市474番地 2	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	于和岛印仰原 IZOU街地	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター輝	ラ河中向中4/4街地 2	
(変更後) 公益財団法人正光会	<b>宁和自土社区4200至地</b>	(変更後) 公益財団法人正光会今治病院	A))+=+70c 42	T-t-25-(4-10-1-1-1
(変更前) 財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	(変更前) 財団法人正光会今治病院	今治市高市786 - 13	平成25年10月1日

# ○愛媛県告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社介護サービス友	(変更後) 新居浜市本郷三丁目 5 番31号	     有限会社介護サービス友訪問	(変更後) 新居浜市本郷三丁目 5 番31号	平成19年 3 月15日
行限去紅川磯サービス次	(変更前) 新居浜市本郷二丁目1番5号	介護事業所	(変更前) 新居浜市本郷二丁目1番5号	十成19年3月13日

# ○愛媛県告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の名称及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年1月10日

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	変 更 年 月 日
の名が称	所 在 地	名称	所 在 地	
(変更後) 公益財団法人正光会		(変更後) 公益財団法人正光会今治病院	A.V. + = +700 40	T-*25/T-40 [] 4 []
(変更前) 財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	(変更前) 財団法人正光会今治病院	- 今治市高市786 - 13 -	平成25年10月1日

# ○愛媛県告示第17号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	变更年月日
のおおり	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社介護サービス友	(変更後) 新居浜市本郷三丁目 5 番31号	- 有限会社介護サービス友	(変更後) 新居浜市本郷三丁目 5 番31号	- 平成19年 3 月15日
1日限公社川磯リー こ人次	(変更前) 新居浜市本郷二丁目1番5号	特限会社が護サービスタ	(変更前) 新居浜市本郷二丁目1番5号	平成19年3月15日

#### ○愛媛県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	ヘルパーステーションたらち	(変更後) 西条市三津屋南 9 番10	- 平成19年4月1日
<b>达</b> 療、広人弘[] 云	四宗中二洋座南9亩10	ね	(変更前) 西条市三津屋南10番10越智ビ ル2 F	平成19年4月1日

# ○愛媛県告示第19号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護予防事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
の名称	所 在 地	名称	所 在 地	<b>发</b>
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター輝	- 今治市高市474番地 2	亚战25年10日 1 日
(変更前) 財団法人正光会	于和岛印柳原 (200 <b>省</b> 地	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター輝	フルロ同印4/4笛地 2	平成25年10月1日

# ○愛媛県告示第20号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 1 月10日

介護機関(居宅	主たる事務所の	廃止に係る居宅介記	<u> </u>	
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	- 廃止年月日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	東予訪問看護ステーション	西条市三津屋南 9 番28	平成13年 9 月 1 日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	訪問看護ステーションたらち 西条市三津屋南10番10越智 ね ル2 F		平成19年 3 月31日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	福祉用具貸与事業所たらちね 西条市三津屋南9番10		平成23年 8 月31日

# ○愛媛県告示第21号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護支援事業者)の	主たる事務所の		廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所				廃止年月日		
名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	<b>第 正 午 月 日</b>
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10		共立病院		西条市三	津屋南 9 -	10	平成19年 3 月31日	

#### ○愛媛県告示第22号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護	主たる事務所の	廃止に係る介護予院	防事業を行う事業所	· 廃止年月日
予 防 事 業 者 ) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	一
医療法人弘仁会	去人弘仁会 西条市三津屋南 9 番10		西条市三津屋南 9 番10	平成23年 8 月31日

## ○愛媛県告示第23号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
総合情報システム 1 式の借入れ	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪 2135番地	平成25年11月22日	松山市富久町393番地 3 日通商事株式会社松山 支店 支店長 岡田 正紀	2 ,124 ,465円 (月額)	一般競争入札	平成25年10月11日

# ○愛媛県告示第24号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成29 年 1 月 14日	愛媛県 第1273 号	魚廃物 加工肥 料	魚廃物 加工肥 料1号	室量り全 加量 素 5ん量 5 里 1 D	含許る成最は規とをれ害の量定のり	有限会社上田産業 要媛県八幡浜市 八代664番地4

# ○愛媛県告示第25号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成32 年1月 7日	愛媛県 第1257 号	生骨粉	南海純 魚骨粉 末 1 号	室量35 りん量20 20 20 20 20	そ制項定のり の限は規と の事公格お	南海物産株式会 社 愛媛県松山市古 三津2丁目20- 38

# ○愛媛県告示第26号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、 次の肥料の登録は、失効した。

平成26年 1 月10日

失効年 月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成26 年 1 月 22日	愛媛県 第1228 号	魚廃物 加工肥 料	戸島魚 廃物加 工肥料	室量 0 ま 6 0 を 1 1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 1 1 2 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	うわうみ漁業協 同組合 愛媛県宇和島市 築地町2丁目5 番7号

## ○愛媛県告示第27号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、 平成25年12月27日、中予山岳地域森林計画を立てた。

中予山岳地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、 中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供 する。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 平成25年12月27日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、 東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第29号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 平成25年12月27日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画 図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産 業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

## ○愛媛県告示第30号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、

平成25年12月27日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、 南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 平成25年12月27日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、 南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に 供する。

平成26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除に係る保安林の所在場所
   新居浜市大永山字須領スズ尾344の66、344の103、344の105、344の106
- 2 保安林として指定された目的 水源の脳養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第33号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成26年1月1日次のように定置漁業を免許した。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
定第1号	西宇和郡伊方町二見甲1235番地 1 樫 尾 象 志	平成25年 7 月23日付け愛媛県 告示第867号のとおり	平成26年1月1日から 平成30年12月31日まで
定第2号	南宇和郡愛南町内泊244番地 吉 田 邦 仁	n	II .

# ○愛媛県告示第34号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市 役所において縦覧に供する。

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

平野

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次 結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
西予市	宇和町信里	930番	1,2号
		928番	3号
		925番	4号
		920番 1	5 , 6 , 7号
		887番	8号
		874番 1	9号
		831番 1	10号
		810番	11号

# ○愛媛県告示第35号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する

平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売	IJ	<del>خ</del>	ば	ਣੇ	,	(			+	ı÷	*	5F	指定年月日
番号	住		所	氏	名 又	は :	宮 称	70	٠,	<u> </u>	Id		P/1	1 相 化 平 月 口
鬼北 第 3 号	北宇和郡鬼北町大	:字中野川584	4番地	松浦(	申 彦			北宇和郡!	鬼北町	丁大字	中野川	584	番地	平成25年12月12日

## ○愛媛県告示第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成26年1月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第50号 平成25年12月20日	伊予市米湊字南原53番 2	松山市市坪南1丁目9番9号 クレセント市坪302号 櫛 部 秀 太

## ○愛媛県告示第37号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成26年1月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第51号 平成25年12月27日	伊予郡松前町大字中川原字樋本1074番 1	松山市久万ノ台714番地 二宮第二ビル203号 小 林 裕 之

# ○愛媛県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の幅員	延長	備考
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝3006番 1 地先から 同町有枝3022番地先まで	旧	メートル 7 5~10 .1	キロメートル 0 .125	
宗 追	<b>美川松山緑</b>	上浮穴郡久万高原町有枝2964番4から 同町有枝2954番2まで	新	9 8 ~ 14 .1	0 .125	

# ○愛媛県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年1月10日

道路 σ	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	美	川松山	線	上浮穴郡久万高		2964番4から	5				平成26年 1 月10日

## ○愛媛県告示第40号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 五十崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の 届出があった。

平成26年1月10日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名		住 所
理事	宮岡	廣 行	喜多郡内子町平岡甲908番地
"	森 脇	光晴	喜多郡内子町五十崎甲1820番地
"	久 保	要	喜多郡内子町五十崎甲1178番地
"	仲 田	誠	喜多郡内子町五十崎甲432番地
"	富田	勝也	喜多郡内子町大久喜甲475番地
"	沼 井	義章	喜多郡内子町平岡甲352番地の 2
"	井 上	一 雄	喜多郡内子町平岡甲1848番地
"	前 田	安 正	喜多郡内子町平岡甲708番地
"	宮岡	満幸	喜多郡内子町重松甲1665番地
"	藤岡	正男	喜多郡内子町宿間甲354番地第2
監事	源	誕行	喜多郡内子町宿間甲66番地 4

		喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	宮岡勝之	喜多郡内子町平岡甲968番地

退任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	宮岡	廣 行	喜多郡内子町平岡甲908番地
"	森 脇	光晴	喜多郡内子町五十崎甲1820番地
"	栗田	謙一	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	中 野	順彬	喜多郡内子町五十崎甲279番地
"	富田	勝也	喜多郡内子町大久喜甲475番地
"	沼 井	義 章	喜多郡内子町平岡甲352番地の 2
"	田中	良 治	喜多郡内子町平岡甲1167番地
"	前 田	安 正	喜多郡内子町平岡甲708番地
"	前 田	勝昭	喜多郡内子町宿間甲98番地
"	鎌井	公 二	喜多郡内子町宿間甲378番地
監事	岡田	保 治	喜多郡内子町宿間甲227番地
"	河 野	貴之	喜多郡内子町五十崎甲727番地 6
"	渡邊	勝盛	喜多郡内子町平岡甲644番地 1

## ○愛媛県告示第41号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成26年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般・特 - 24)第820号	平成24年 4月20日	清家土建(名)	清家 丈智	北宇和郡鬼北町大字近永 1357	平成25年 11月12日	建築工事業管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 22)第5151号	平成22年 4月4日	㈱新光建設	中矢 裕一	八幡浜市1198 - 1	平成25年 11月19日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 24)第9426号	平成24年 4月10日	土居建設㈱	土居 周治	西予市宇和町伊賀上3276	平成25年 11月28日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

# 公営企業告示

# ○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。 平成26年1月10日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
ホルミウムレーザーの購入 1式 (愛媛県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年12月19日	株式会社サンメディカ ル 愛媛県宇和島市御幸町 1 丁目 2 番13号	43 050 000円	一般競争入札	平成25年11月5日

# ○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。 平成26年1月10日

# 愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
脳神経外科手術用顕微鏡システムの 購入 2式 (愛媛県立今治病院、愛媛県立新居 浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年12月19日	株式会社エヒメ医療器 愛媛県松山市立花6丁 目1番1号	89 ,250 ,000円	一般競争入札	平成25年11月 5 日

平成26年 1 月10日 発行 11